

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	202	08_消防・防災・安全	一般市	臼杵市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法施行令第1条第4号	被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号(以下「政令」という。))第1条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第4号で定める「5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万未満)」とする要件をさらに細分化し、「人口5万未満にあっては2以上」などの緩和規定を設ける。	平成29年9月17日に本市に接近した台風18号により、市内各地で多大な被害が発生した。当市では全壊相当の住家が2棟であったが、被害を受けた市民の生活再建のため、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号(以下「法」という。))による支援を受けたいと考えていたが、適用対象とはならなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka_vosan.html
H30	203	09_土木・建築	一般市	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第34条	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。また、その中には3か月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もあり、そういった者には家賃を滞納した状態で遠方へ転居するケースもある。このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、遠方への調査等に係る費用(旅費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html
H30	204	09_土木・建築	一般市	掛川市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第5条	限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	本市は、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住誘導によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な違反建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現を図っている。しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が4名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ2名が外局の建築関係業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは2名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html
H30	205	03_医療・福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱	自立支援医療(更生医療)の有効期間延長	更生医療申請者のうち、重度かつ継続に該当する治療について、現行の有効期間「最長1年以内」とする規定を改め、有効期間延長を求める。	自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という)における、重度かつ継続に該当する治療(人工透析療法、じん移植術に伴う免疫療法、抗HIV療法等)が必要な申請者について、それぞれの治療は、生涯続けなければならない治療であるが、厚生労働省が定める自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱に基づき、最長有効期間は1年間となっている。しかしながら、人工透析療法が必要な申請者は、週3回の血液透析を行わなければならない方がほとんどであり、透析後の体調不良により移動困難となることも多く、更新申請のため市役所へ来庁することや申請書の郵送を行うことが、申請者の支障となっている。また、当市では、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了する前に、更新手続きを促す案内を送付し、案内送付後に申請書の提出が無ければ、電話掛けを行い、申請漏れによって申請者が不利益を被らないよう対応することが日常業務の支障となっている。	—
H30	206	11_その他	中核市	松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町	総務省	A 権限移譲	統計法施行令第4条別表第一 地方自治法施行令別表第一、二(第一条関係)	基幹統計調査員に係る任命権の権限移譲	基幹統計調査員について、特別職の非常勤の地方公務員とされている統計調査員の任命権を都道府県知事から市町村長が行う事務に権限移譲されたい。 なお、本案件は事務処理特例条例が認められているが、事務処理特例ではなく統計法施行令の規定見直しでの権限移譲を求めるものである。	【支障事例】 調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果体が余儀なくなれた場合など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3～5日程度かかる。調査員は70～100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動を行うことができません。活動期間が短くなり、支障が生じている。 また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であるため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否につながるなど、調査活動に支障が生じている。	—
H30	207	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html
H30	208	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (11) 公営住宅法(昭26法193) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査の結果をまとめ、地方公共団体へ通知した。	【国土交通省】公営住宅における家賃の滞納が生じている者への対応について(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】(別添1) 公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査とりまとめ結果 【国土交通省】(別添2) 退去済みの家賃滞納者に対する取組事例 【国土交通省】(別添2) 別紙①～⑤	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_203	国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_207	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課
6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け老発0930第1号、保発0930第9号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_208	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	209	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	210	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	育児休業等の期間延長にかかるとの要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。 本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。 また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。 さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	211	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	212	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。 なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	213	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。 また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条) また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 > 5【内閣府(6)】【厚生労働省(13)】 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請(身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)8条)については、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」について(通知)(令和元年6月28日付け障障発0628第1号、障精発0628第1号) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月28日付け厚生労働省令第21号) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月27日付け厚生労働省令第48号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_209</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、精神・障害保健課</p>
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 > 5【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金(以下この事項において「育児休業等」という。)の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱う方法を地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)] ・育児休業等の制度の趣旨に則った活用を促すため、外形的に制度の趣旨とは異なる可能性が高いと考えられる育児休業等の延長の申出があった場合には、やむを得ない場合を除き育児休業等の延長の要件を満たさないことを都道府県労働局に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長通知、平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐事務連絡)]</p>	<p>保育所等の利用調整に当たって「保育の必要性の高い者」を優先的に取り扱うための設問や調整方法の例を示すとともに、「第一次申込みで希望した園に内定した上で辞退した」旨の保留通知書への付記の例や当該付記がある場合の育児休業延長の取り扱いを示した。</p>	<p>【厚生労働省】育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【厚生労働省】育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1号等に規定する「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」について(平成31年3月29日付け雇均職発0329第4号) 【厚生労働省】育児休業給付金の期間延長に係る「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応について(平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐(業務担当)事務連絡) 【厚生労働省】「育児休業」の延長を予定されている労働者・事業主の皆さまへ</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_210</p>	<p>厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課 厚生労働省職業安定局雇用保険課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(2)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>					
<p>6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・災害援護資金の償還方法(施行令7条3項)については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>災害援護資金の償還方法について、年賦、半年賦償還に加えて、月賦償還の方法によることを可能とした。</p>	<p>【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_212</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	214	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	環境省	B 地方に対する規制緩和	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	215	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付社施第99号)	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障を来している。 【例】 ・避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないかと。また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 ・様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額等を全て記載する必要があった。輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5か月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	216	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条	災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助が必要としても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となってからも「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。 【例】 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を受託している市町村を含む)・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を実質締結している自治体が訴えられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。 このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付」し、都道府県が貸主に対し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	217	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。 しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【環境省】 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【環境省】 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)】 (ii) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とする。 【措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号))】</p>	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】条例制定事例集 【環境省】(通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知) 【環境省】(概要) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課) 【環境省】(条文) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_214</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>6【内閣府】 (1) 災害救助法(昭22法118) (ii) 救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>炊き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号) 【内閣府】「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_215</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
<p>6【内閣府】 (1) 災害救助法(昭22法118) (i) 借上型仮設住宅の供与(4条1項1号)については、以下のとおりとする。 ・被災地域の实情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。 ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>被災地域の实情に応じた家賃相場等について、適切な家賃上限額が設定されるよう、地方公共団体に周知した。 また、借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料 【内閣府】賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き(令和2年5月内閣府政策統括官(防災担当))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_216</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	218	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験等を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届け出なければならないことになっている。 各市町村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	219	02_農業・農地	指定都市	熊本市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	220	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	221	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第38条	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考えられる。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]	—		【文部科学省】特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_218	
6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (i)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。	—	告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要さない様式へ改正した。	【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_219	農林水産省農村振興局整備部防災課
6【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目標として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。	市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。	【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_220	経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課 リサイクル推進室
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (i)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)]	指導監査を効率的に実施している自治体の取組や、指導監査の効率化の取組を検討するに当たったの留意点等を自治体に周知した。	【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について(周知等)(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_221	厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	222	06_環境・衛生	都道府県	宮城県、三重県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第13条	国定公園特別保護地区内の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	国定公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	近年、国定公園内で、フランスギク・セイヨウタンポポなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。国定公園特別保護地区内において特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする者は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所(範囲)や本数を明示しなければならず、許可された場所(範囲)や本数を超過して駆除ができない。そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が植生していた場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。なお、外来植物の駆除について、公園事業に位置づけることも検討したが、特定の場所で、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲が限定されるうえ、公園計画を変更する必要があり、それを変更するまでに時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	223	05_教育・文化	都道府県	高知県、愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第86条	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別的教育課程」とみなして単位認定を認めている。一方、物理や数学Ⅲなど大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内での対応ができず、その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html	
H30	224	06_環境・衛生	町	菰野町、三重県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	国定公園の指定日前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	菰野町の湯の山温泉街は、国定公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされている。当該温泉街の建物は、廃屋となっているものが多いため、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災上の様々な支障をきたしており、当町においてその撤去が課題となっている。町としては、所有者等に撤去を積極的に進めてもらいたいところではあるが、例えば、既存建築物の取り壊し直後に建替える場合は、県において許可できる場合がある一方、建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとみなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準(容積・建ぺい率等)を適用せざるを得ず、同規模の建築物の建設許可を出すことができない。この既存建築物を撤去して長期間経過後の建築物の設置に厳しい許可基準が適用されることが支障となり、廃屋等の撤去・建替えが進まない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html	
H30	225	09_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。(具体例) ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。 ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。 ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国土交通省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。 (都道府県業務) 都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等 (国土交通省業務) 会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	226	05_教育・文化	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第49条の3	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で可とすること。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	—
H30	227	02_農業・農地	都道府県	栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を2週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 【現行制度】 農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨を公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項) 【支障事例】 ・事務手続きに長期間を要する。(機構による借入れから借り手への貸付けまで約4か月要している) ・都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 ・手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)]	—	—	【文部科学省】「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_223	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 なお、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。	—	—	国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))] (iii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とした。	—	—	農林水産省経営局農地政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	228	03 医療・福祉	一般市	沖縄市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。 ○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	229	03 医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。 一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮が分かることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。	—
H30	230	03 医療・福祉	一般市	館山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。本市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけしているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	231	01 土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。	—
H30	232	01 土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきであるが、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への参画を認める、あるいは現在協議会のメンバーでない計画区域内の市町村に認めていると同様の提案権を関西広域連合に付与すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p> <p>(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。 [措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]</p>	<p>・事業所内保育事業については、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れが可能であることを明確にした。 ・保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童を受け入れている場合には、連携施設の確保を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_228</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>	—	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_230</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	233	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。	—
H30	234	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	—
H30	235	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県の区域にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国が関与することのないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくないことは言うまでもないところ、設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。したがって、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	236	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3箇月という標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、標準処理期間の定めはないものの、進達から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、現地の状況を説明するための詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、設立から7年が経過し、農林水産振興を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合に移譲すべきである。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	—
H30	237	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	238	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。しかしながら、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなり、地方自治体の自主性・主体性が発揮しにくいものとなっている。また、例えば平成18年に兵庫県が氷ノ山後山那岐山国定公園について湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたところ、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)から決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要したほか、現地状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたように、軽微な公園計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。なお、自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、公園計画を作るものが管理することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することによりはなくなり、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	—
H30	239	07_産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	240	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	241	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	242	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	243	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	244	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	245	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	246	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	247	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	248	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	249	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	250	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	251	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	252	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	253	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	254	03_医療・福祉	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第3条第5項	准看護師籍登録等事務の見直し	准看護師の籍訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を經由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の經由を必須条件としないことへの見直しを求める。	准看護師免許の主な手続きとしては、准看護師籍訂正と免許証の書換え・再交付がある。免許証の書換え・再交付申請については「就業地の都道府県知事を經由してすることができる」とされている一方、籍訂正の申請については、「就業地の都道府県知事を經由しなければならない」とされている。申請の經由により、就業地及び免許発行元の都道府県において申請書及び添付書類の確認並びに書類の転送等、事務の重複が生じているところである。関西広域連合においては、域外の都道府県知事交付の准看護師免許に係る申請約200件のうち、籍訂正に係る申請が約170件と8割以上を占めている。このような状況を鑑み、准看護師籍訂正の申請について、免許証の書換え・再交付と同じく「就業地を經由してすることができる」と改めることにより、申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになり、手続きに要する期間が短縮される。以上のことから、准看護師の籍訂正について、利用者の利便性の向上及び就業地の都道府県の負担軽減を図るため、「就業地経由」の義務付けの見直しを求める。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	255	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第3条第2項	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。 (参考) 関西広域連合域内において、調理師試験の受験者数は、年間約5,000人から約6,300人程度で推移。	—
H30	256	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製菓衛生師法第5条第2項	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。 (参考) 関西広域連合域内において、製菓衛生師試験の受験者数は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。	—
H30	257	10_運輸・交通	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	通訳案内士法施行規則第16条第2項	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)とする」ではないことの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場に必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekkai.html
H30	258	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するとともに、広域地方計画協議会の事務局機能についても移管すべきである。	—
H30	259	11_その他	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、関西広域連合には日本海側に港を有する京都府及び鳥取県も参画しており、当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となることから、港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合に移管すべきである。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり(関西広域連合の分野事務の一つには防災も含まれている)、行政の効率化を図ることもできると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【国土交通省】 (4)通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【国土交通省】 (5)通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す。 [措置済み(通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(平成31年国土交通省令第33号))]</p>	<p>通訳案内士の登録申請時の添付書類について、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直した。</p>	<p>【国土交通省】通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(国土交通省令第33号) 【国土交通省】「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」の一部改正について(平成31年4月10日付け観参第826号) 【国土交通省】通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書について(平成31年4月10日付け観光庁参事官(観光人材政策担当)事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_257</p>	<p>観光庁観光産業政策課観光人材政策室</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	260	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じることが求められる。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に對し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要であると考えている。しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、持ち寄り、要請権を行使したとしても、徒勞に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、法律に規定があるものの、形骸化している。については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。	—
H30	261	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	広域連合の規約の変更を許可制から届出制に改めることに関しては、総務省から過去に以下の指摘がなされたところである。 ①広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断することはできない(H28) ②許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず(H29) しかし、①について、広域連合では、構成府県市の事務を持ち寄ることができるとされており、本件に関しては、事務権限はすでに地方にあるため該当しない。 ②についても、広域連合の規約変更に当たっては、その可否について広域連合及び構成団体並びに関係機関等とも協議を重ね、更に構成団体等の議会において、住民の福祉の増進や事務処理の効率化等の見地から審議し、議決を得ていることから、その妥当性は地方において十分に判断されている。この点を考えれば、総務大臣に重ねて適法性、妥当性を判断いただく必要があるのか疑問である。 以上、本件に関し、規約変更に係る許可制を届出制に改めることに問題はないと考える。また、地方分権の観点からいえば、広域連合制度の趣旨を考慮すれば、速やかに課題に対応できるように制度を整備していくことがより地方分権に資すると考える。なお、地方自治法第291条の3では総務大臣許可が不要な場合が限定的に規定されていることから、当該項目に追加されることを望む。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	262	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすること。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)とされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすることを求める。	—
H30	263	11_その他	村	筑北村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人件費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てることが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。 また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れ目ない支援ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	264	11_その他	中核市	金沢市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査令	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和	平成27年度の国勢調査市町村事務要領で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする記述が追加されたように、特に支障となっている、中山間地等において、調査の対象範囲・区割・契約期間について、市町村と委託業者双方の協議をもって定めることとする規定を盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされた。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大	本市では、調査員確保のための募集活動は行っているものの、景気の上向きや調査困難世帯の増加などに伴い、国勢調査調査員の登録者数は減少しており、(H27:527名→H28:479名)調査員の確保に苦勞をしている。特に、中山間地域では、住民の高齢化等の要因も加わり、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校校下に1人も調査員がいない地域もあり、調査に支障がでている。 また、平成22年度実施の国勢調査から郵便による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も可能となり、選択肢が増えたものの、未回答率は上昇しており、対象世帯への定期的な接触がますます重要となっている。そこで例示する、日本郵便株式会社などに委託が可能となれば、郵便局の定期的な訪問と住民にとって身近な存在であることが、回答率の増加にも期待できること及び郵便局のネットワークを活用した業務の拡大や行政との連携が模索されている傾向を踏まえ本提案をするものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	265	09_土木・建築	都道府県	岩手県、二戸市、岩手町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	266	11_その他	都道府県	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	総務省	B 地方に対する規制緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条 ・個人番号カード交付事務費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。 (1) 早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定する。) (2) 補助事業実績報告書様式第10号(市町村→県)及び第12号(県→総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。 なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定されるもの。 (3) 算定基準額算出のための調査を1回にする。	(1) 当該補助金は年度末ぎりぎりに交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。 【平成29年度の場合】 ○3月29日(木)交付決定受理(この後、県→市町村へ通知。併せて所要額も調査依頼。) ○4月4日(水)所要額等調査の提出期限(市町村報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を含むため、実質3日程度の事務処理日程) ○4月6日(金)算定基準額公表(この後、所要額等調査を基に、国→県→市町村と実績報告の依頼。) ○4月10日(火)額の確定報告書の提出期限(市町村からの実績報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を含むため、実質1日程度の事務処理日程) (2) 交付に係る申請書・報告書等に記載すべき総務省からの指令(決定)文書が複数ある中、どれを書けば良いのかが分かりづらく各都道府県担当者によっても記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。 (3) 年度末に市町村が所要見込額調査を実施し、その後交付申請を経て総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	267	03_医療・福祉	中核市	青森市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後に就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。 ○住居確保給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3か月)が終了した者について、その後に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。 【参考】 ○平成29年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8%、青森県23.38%、青森市30.55%	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	268	03_医療・福祉	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じること、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	—
H30	269	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。 [措置済み(令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議)]</p>	<p>宅地建物取引士証に旧姓を使用することが可能であること、その記載方法は旧姓の併記とする旨、都道府県を対象とした会議にて周知した。 宅地建物取引士証に旧姓を併記することが可能である旨を都道府県に対して通知した。</p>	<p>【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議(1) 【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議(2) 【国土交通省】宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて(令和2年3月18日付け国土動第133号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_265</p>	<p>国土交通省土地・建設産業局不動産業課</p>
<p>6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。</p>	<p>—</p>	<p>個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、平成30年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図った。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (ii)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【厚生労働省】 (35)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする。</p>	<p>傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとするよう省令を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第22号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_267</p>	<p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	270	06_環境・衛生	都道府県	山形県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする地域の多様な環境を将来の世代へ引き継ぐことが出来るよう、岩石採取計画認可において、水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目を認可基準に加えるよう採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与((都道府県知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従って処分を行うこと等)するよう採石法を改正すること。)	山形県遊佐町では、採石業の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。遊佐町は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、上記業者の採石業を「規制対象事業」に認定したが、業者は認定取消及び条例の無効を訴え係争中。また、山形県は、業者の「岩石採取計画認可申請(H28.11)」に対し、申請要件不備(町条例に基づく「規制対象事業に該当しない旨の通知」がない)を理由に拒否処分(H28.12)としたが、業者は処分取消を求め、公害等調整委員会(公調委)に裁定申請を行い係争中。公調委より、「係争証明書」の添付が不足書類を補うもので、県は採石法による実地審査を行うようとの指示があり、県で審査中。なお、採石法の認可基準には、水資源・景観・環境保護等に配慮する規定がなく、自治体は環境に重きを置いた判断ができない。環境保全等に関する条例によって採石業を規制する場合でも、司法が「無効な条例」と判断した場合には、規制することは出来ず、事業に着手されてしまう。一度損傷した水資源等を修復することは極めて困難であり、貴重な自然環境を保全するためには、岩石採取計画を審査する処分庁が、地域の自然環境を考慮した判断を行える仕組みが必要であり、根本となる採石法の改正が求められる。	—
H30	271	02_農業・農地	都道府県	山形県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成17年7月21日付け厚労省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていきたい。	農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関する問合せが増え、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	272	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条 国土交通省通知「都市局所管補助事業等にかかる財産処分承認基準について(国都総第2449号、H20.12.22)	国庫補助事業を活用して取得した財産の目的外使用の承認基準緩和について	国庫補助事業を活用して取得した道路用地等を目的外に使用する場合の補助金適正化法第22条に関する国土交通省基準の緩和を求める。現行の基準では、貸付等により収益がある場合、収益は補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額を除き国庫に納付することとなっているが、これを緩和し、整備前においても将来の整備費等に充当する目的の基金に積み立てることをなどを条件に、地方公共団体の歳入にできるようにすることを求める。	【緩和の必要性】 国庫補助事業を活用して取得した財産を目的外で使用する場合として、例えば道路事業用地を取得した場合で、全ての道路予定地を取得完了するまでの間、先行して取得した土地を暫定的にコインパーキングやモデルルームなどに有償で貸し付ける、といったことが考えられる。しかしこの場合、まだ整備工事を行っていないため、施設整備費や維持管理費等は発生しておらず、収益発生額を国庫に納めなければならぬと解される。地方公共団体としては活用しても十分な歳入が得られないため、閉鎖管理したほうがよいという判断をせざるを得ないのが実情である。結果として土地のポテンシャルが活かされることない未利用地となり、不合理である。緩和により土地利用を推進するよう求めたい。	—
H30	273	11_その他	市区長会	特別区長会	財務省	B 地方に対する規制緩和	租税特別措置法第33条 譲渡所得等に係る課税の特例制度の運用に関する協力方について(依頼)(東局直資第152号、昭和52年8月15日)	租税特別措置法の課税の特例が適用された事業に供する土地の暫定活用の際の特例の取扱いの明確化	租税特別措置法の課税の特例の適用となる事業で、個人または法人の有する土地等の資産を買取りする場合、租税特別措置法の定めにより一定の要件を満たすケースでは被買取者の譲渡所得への課税の特例が適用される。この際、暫定活用として収益事業を行った場合でも、特例への影響がないという取扱いの明確化を求める。		—
H30	274	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(雇児発0905第2号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の病欠・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	275	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設に限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (9)食品衛生法(昭22法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	農林漁業体験民宿における食事の提供について、都道府県等において営業施設の許可要件を定め、許可すること等を改めて周知した。	【厚生労働省】農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて(平成31年3月29日付け薬生食監発0329第3号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_271	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条1項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるとする。 [措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]	連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することを可能とした。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_274	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことのできる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長した。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_275	厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	276	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。 本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。 このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。 (大分県の状況) ・31年度末までに受講しなければならない人数:529人(A) ・31年度末までに確実に受講できる人数:340人(B) ・未受講となるおそれのある者:189人(C=A-B)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	277	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童支援員認定資格研修での資格取得の制度の維持	今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	平成27年度に設けられた放課後児童支援員制度に対応し、県では平成31年度までの5年間に計画的に放課後児童支援員認定資格研修を実施しているが、研修修了後の退職者も出てきている。一方で、放課後児童クラブは利用者が増加傾向にあり、新たな人材の採用が必要である。今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続が望ましい。	—
H30	278	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮 【参考】 基準省令第10条第2項第3号「2年以上児童福祉事業に従事した者」 同条第9号「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者」 同条第10号「5年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者」	基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされている。 当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。 具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2名以上)が難しくなる事態が生じている。 また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも2年という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総合的に判断されるべきものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	279	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止	領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとなっている。 ○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無異との回答であり、確認自体が形骸化している。 ○照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国(韓国)もある。 ○本県では年間20件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度要している状況)。 ○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)は、自治体に対して、当分の間、外国人に対しても生活保護法に準じて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務処理を行っている状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	280	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発第86号)	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し	定員30人未満の児童養護施設に家庭支援専門相談員を2人配置した場合には、2人分の保護単価が支給されるようにされたい。	本県の児童養護施設は、自施設の入所児童の支援のみならず、住民に身近な施設(県内の児童相談所が3か所であるのに対し、児童養護施設は10か所)として、児童虐待等に関わる家庭支援において重要な役割が期待される。 現に、被虐待児の8割から9割は施設に入所せず家庭で生活しており、在宅児童への支援が必要な状況である。 しかし、定数1人の家庭支援専門相談員だけでは、入所児童に加えて、地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援が十分に行えない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html
H30	281	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。 収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会では回答できない」とのこと。 そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。 また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。 現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	282	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金実施要綱	地域少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化	地域少子化対策重点推進交付金の審査方式を簡略化し、企画内容と費用の概算での審査をお願いしたい。	地域少子化対策重点推進交付金については、平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、「地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の充実」を図ることとされたところであるが、現在でも実際の審査においては積算の根拠等の確認といったやりとりで多大な労力を要しているのが現状である。	—
H30	283	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化	幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。	現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_276	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_278	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【厚生労働省】 (36)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (43)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、地方公共団体から領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえ、確認の頻度等について適切に判断するものであることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)]	外国人への生活保護の措置に関する領事館等への確認の頻度等について、過去の回答の有無等を踏まえ、地方公共団体が適切に判断するものである旨を通知した。	【厚生労働省】生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_279	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	284	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。 農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。 農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。 また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものとする。 なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	285	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 就農支援資金制度(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加 都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービスへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等へ管理及び回収業務を依頼することも選択肢としては考えられるが、サービスの場合に比べて費用が大幅に嵩む傾向があり選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。ついては、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。 【制度改正の必要性】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 【具体的な支障事例】 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)の施行に伴い廃止)に基づき青年農業者等育成センターが国及び都道府県からの貸付金を原資として貸付を行った就業支援資金について、多額の未収金が発生しているが、サービスへ管理及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。(多くの都道府県で同様の例により未収金が発生している) 【制度改正により懸念される点】 特段想定されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	286	06_環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第10条第2項	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	国立公園については、原則として国が公園事業を実施することとなり、また、平成17年の三位一体改革により、国の直轄事業の対象が明確化されるとともに、直轄整備に必要な経費が拡充されたが、改革以前に都道府県が国庫補助事業により整備した施設の老朽化等に伴う維持管理や更新のあり方については、環境省から方針が示されておらず、現在も引き続き県が所管し、維持管理を行っているところである。 しかし、これらの施設の中には補修や部分改修のレベルを超えた全面的な再整備が必要な施設があり、その対応に苦慮している。 当県では国立公園内の県の施設を国に譲渡が可能となった事例はなく、また、施設の廃止についても、利用者の安全性や利便性の確保等を考えると、相当の反発が予想されるため極めて難しい。廃止したことをもって必要性のない施設と解釈され、国による再整備が進まない可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	287	01_土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力 〔国土交通省〕 ・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務 《支障事例》 ・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 ・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 《非効率となっている具体例》 別紙のとおり 《調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例》 別紙のとおり	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	288	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第22条	宗教法人の役員から暴力団員等を排除するための宗教法人法の改正	宗教法人法第22条に定める「役員欠格」条項に、「暴力団員等」(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)についての規定を設けること。	法定受託事務として都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の設立認証や規則変更認証等を行っている際、設立認証を行う際、役員が宗教法人法第22条の欠格要件に該当しないことを確認しているが、暴力団員等については、欠格要件に含まれていないため排除することが出来ない。 【支障事例】 ・宗教法人は、宗教活動のほか同法第6条において公益事業を行うことができるとされ、同事業に関し、税制優遇が認められている。役員に暴力団員等が含まれる宗教法人や暴力団員等がその事業活動を支配している宗教法人は、その税制優遇措置を利用することで、その税優遇の趣旨に反し、暴力団その他の活動のための資金とする蓋然性がある。 ・宗教法人の公益事業と同様の公益目的事業を行うことを目的とする法人として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認定される公益財団法人及び公益社団法人があるが、同法においては、上記理由等により、役員に暴力団員等が含まれること及び暴力団員等がその事業活動を支配している法人を公益財団法人等の欠格事由と規定しており、暴力団等の関与を排除出来ることとなっているが、宗教法人においては、それが出来ない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (8) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>	—	—	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【国土交通省】 (18) 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 なお、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>			国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	289	10_運輸・交通	知事会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法第78条 道路運送法施行規則第3条の3 道路運送法施行規則第49条 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成27年3月30日自動車局長通知)」 「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通知)」 道路運送法第3条第1項第1号 道路運送法第9条の2 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成26年3月26日自動車局長通知)」 都市計画法第29条第1項第3号 都市計画法施行令第21条第1項第6号 	地域の实情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	290	11_その他	一般市	大村市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条</p> <p>通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ(エ)</p> <p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条</p>	住民が負担を感じることはない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	<p>①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。</p> <p>②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に応じていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。</p> <p>マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	291	03_医療・福祉	都道府県	香川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第5条</p>	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度的見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。このことは、管理票を交付する県のみならず、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられるとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	292	11_その他	指定都市	浜松市、裾野市	総務省	B 地方に対する規制緩和	<p>地方自治法第244条及び第244条の2</p>	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	地方自治法第244条の2第3項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲について、条例を定めれば、「公の施設」とされていない施設でも指定管理者制度を導入できるよう規制緩和を求める。	地方自治法第244条の2に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第244条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていることから、学校給食センターや廃棄物処理場に適用することができない。当市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間活力の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し仕様を定める必要がないため、民間事業者の創意工夫により、仕様書に定められた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センター等において市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、当市では市清掃工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清掃工場からの熱や蒸気を総合水泳場の温水プールに利用しているが、現在、清掃工場は委託契約、総合水泳場は指定管理で管理運営している。清掃工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。 <p>(16)都市計画法(昭43法100) (i)地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	—	<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。</p> <p>地方公共団体・地方整備局への情報提供を通じて迅速・柔軟な許可の運用に努めることとし、許可の在り方について引き続き検討する。</p> <p>コミュニティバスの用に供する施設について開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け国自旅第304号、国自貨第156号)</p> <p>【国土交通省】コミュニティバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)(平成31年3月29日付け国都計第149号)</p> <p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_289</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p> <p>国土交通省自動車局貨物課</p>
<p>6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(iv)郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p> <p>また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。</p>	—	<p>個人番号カードの交付事務について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続が可能である旨を通知した。</p> <p>また、マイナンバーカード交付円滑化のための優良事例について「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)」を作成し、HP等で公表した。</p>	<p>【総務省】出張申請受付方式(企業等一括申請方式)及び出張申請サポート方式の推進について(平成31年1月31日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省自治行政局住民制度課長事務連絡)</p> <p>【総務省】マイナンバーカードの申請・交付方法</p> <p>【総務省】マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)(令和2年2月18日総務省自治行政局住民制度課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_290</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。</p>	—	<p>自己負担上限額管理表について、記載方法を改めて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について(令和元年6月26日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について(指定医療機関用)(令和元年6月厚生労働省健康局難病対策課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_291</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	—	<p>普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設に該当しない施設について、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>(参考:総務省)地方公共団体における行政改革の取組(平成31年3月29日公表)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_292</p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	293	11_その他	町	矢巾町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第21条第1項及び第5項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第14条第1項	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とする。	公職選挙法施行令第10条の2において、「被登録資格を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全ての選挙人を常時調査することは、極めて困難であり、全国1,741の市区町村の選管を対象に実施した総務省の調査においては、わずか40の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録者数が極めて少ない場合であれば、調査可能と思われるが、調査を実施している選管と実施できていない選管とで対応が異なれば、選挙人に対して不平等が生じる。もとより、住民基本台帳法第14条第1項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならないこととなり、居住実態に誤りがないよう努めていることから、当該台帳に記載された情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該問題は国会でもたびたび議論されており、平成30年2月23日の予算委員会第二分科会では総務大臣から「調査結果を見て前向きな方向性を模索してみたい」旨の御答弁があったところであるが、現場の選挙管理委員会からも制度改正を望む。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	294	11_その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)	PFIを活用した施設整備を行う場合の交付税措置があることの明示	PFIを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があることの明示。	—	—
H30	295	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】 単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	—
H30	296	01_土地利用(農地除く)	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)[都市施設(IV-2-2 II B.1.)]	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	297	03_医療・福祉	指定都市	相模原市	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「マイナンバー」による情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	298	07_産業振興	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しを検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」とこととされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	299	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条	抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び卸売業者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	—	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iv)開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令25条6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	都市計画法施行令25条6号ただし書の適用について、開発区域に隣接して緩衝緑地等が存在する場合についても適用できる場合があること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を周知した。	【国土交通省】国・地方公共団体が参画する担当者会議資料	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_296	国土交通省都市局都市計画課
6【内閣府(14)】【総務省(15)】【財務省(5)】【文部科学省(14)】 【厚生労働省(33)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。					
4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。	<令元> 5【経済産業省】 (6)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(7条)については、商工会又は商工会議所が市区町村と共同して計画を作成するとともに、経済産業大臣が計画を認定しようとするときは、都道府県知事の意見を聴くこととする。 [措置済み(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号))]	商工会又は商工会議所が市区町村と共同して経営発達支援計画を作成し、経済産業大臣が計画を認定する際には都道府県知事から意見を聴くよう法改正した。	【経済産業省】商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 新旧対照表(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_298	中小企業庁小規模企業振興課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	300	11_その他	都道府県	広島県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第5条	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限の都道府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。 また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高めていくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となってくる。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。 ■県・市連携の取組例 ＜広島市との連携＞ 本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働によるまちづくり」を掲げ、先導的な取組としてエリアマネジメント活動の支援を、本県と広島市が連携して行っている。 ＜福山市との連携＞ 福山駅が福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を策定し、今後、具体的な取組を行っていくところである。	—
H30	301	07_産業振興	指定都市	札幌市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第16条及び第72条計量法施行令第18条及び別表第3	水道メーターの検定有効期間の規制緩和	電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の8年以上への延長		—
H30	302	11_その他	都道府県	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県他61団体の長)※代表:鳥取県知事 平井 伸治	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第38条	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方だが、許可制から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参画できるよう促す。	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならないが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある無償の活動であっても、報酬を得て活動を行うためには任命権者の許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があるとされているが、法律で原則禁止が謳われている上に、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であって何らかの報酬が出る活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進させにくい傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備された。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	303	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第201条の14	選挙運動の期間前に掲示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする	公職選挙法201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)については、撤去対象に「のぼり」を追加するため、法文中の「ポスター」を「文書図画」とする。	選挙の候補予定者を2人の弁士の1人として写真入りで紹介した政党等主催による政談演説会の告知ポスター(以下「2連ポスター」。)については、公職選挙法201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならないとされている。一方、2連ポスターと同じ図案の「のぼり」(以下「のぼり」)については、直接的に規制する規定が公職選挙法にない。このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となった者が掲載されたのぼりが、選挙運動期間中も引続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたが撤去させることができなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	304	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	財務省	B 地方に対する規制緩和	国有財産法第22条第1項及び第2項	国有地の無償貸付における要件緩和	国有地の無償貸付による自治体での活用にあたり、利益を得る行為が制限されていることから、PPP等官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。	国有地の無償貸付による自治体での活用を検討するにあたり、国有財産法において利益を得る行為が制限されている。このため、現行の規定で利用計画の検討を行った場合、維持管理経費程度の収益は認められるようではあるが、それ以外の収益(例えば初期投資相当額など)が困難となることから、官民連携事業の推進に支障を来す可能性が高い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	305	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第34条の2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることできるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそための財政基盤の強化が必要である。 そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることできるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	306	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1—2、別表1—3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)	「次世代育成支援対策施設整備交付金」の事務の簡素化	○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。	○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強めている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法261) (ii) 職員の営利企業への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行う。	—	職員の営利企業への従事等の制限について、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に必要な情報提供を行った。	【総務省】「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(令和2年1月10日付け総行公第1号総務省自治行政局公務員部公務員課長通知) 【総務省】別添1(兼業に関する調査の集計結果) 【総務省】別添2(兼業に関する取組・事例) 【総務省】別添3(国家公務員関係法令)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_302	総務省自治行政局公務員部公務員課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省(10)】【文部科学省(9)】 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。 ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。	—	・公立大学法人の土地等について、業務又は附帯業務として貸し付けることが可能な事例を通知した。 ・業務及び附帯業務に該当しない公立大学法人の土地等の第三者貸付を可能とした。	【総務省】【文部科学省】公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて(平成30年12月25日付け総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_305	総務省自治財政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学振興課
6【厚生労働省】 (38) 次世代育成支援対策施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。	—	次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱について、地方公共団体へ交付金の次年度要綱を速やかに周知した。	【厚生労働省】平成31(2019)年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について(平成31年2月4日付け子発0204第2号厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(平成31年3月22日付け子発0322第4号) 【厚生労働省】厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成31年3月22日付け子発0322第4号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_306	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	307	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中、別紙「放課後児童健全育成事業」	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとに補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがある。 よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19人の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。) 補助基準額の積算根拠を明示すること。 <p><参考> 児童数19人の場合:2,797,000円 児童数20人の場合:3,906,000円 (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)</p>	<p>○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な労力を要している。</p> <p>(15人～19人の児童クラブ数:9クラブ/全193クラブ H29.4現在)</p> <p>○現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。</p> <p>(20人～25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H29.4現在)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html
H30	308	06_環境・衛生	市区長会	指定都市市長会	環境省	B 地方に対する規制緩和	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	<p>廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。</p>	<p>廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。</p> <p>特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。</p> <p>そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。</p> <p>加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。</p> <p>また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。</p> <p>なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	309	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法・局長通知	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	<p>災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。</p>	<p>現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。</p> <p>また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。</p> <p>【例】 避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないかと。また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。</p> <p>様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要があった。</p> <p>輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5ヶ月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。</p> <p>加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	310	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「り災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	<p>災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。</p> <p>実際の救助事務においては、り災証明書以外に「り災区分」を証明する手段が無いため、り災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。</p> <p>生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html
H30	311	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	<p>被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、</p> <p>①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。</p> <p>②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。</p> <p>③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照)</p> <p>以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。</p>	<p>被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。</p> <p>例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。</p> <p>また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。</p> <p>実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【環境省】 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【環境省】 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)】 (ii) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とする。 【措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号))】</p>	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】条例制定事例集 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知) 【環境省】(概要)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課) 【環境省】(条文)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_308</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>6【内閣府】 (1) 災害救助法(昭22法118) (ii) 救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>炊き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号) 【内閣府】「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_309</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【農林水産省】 (4) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (i) 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。</p>	—	<p>告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要さない様式へと改正した。</p>	<p>【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_311</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	312	06_環境・衛生	市区長会	指定都市市長会	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	313	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。 また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。については、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka-vosan.html
H30	314	02_農業・農地	一般市	見附市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農業振興地域整備計画の変更に係る知事同意の撤廃	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定をしなければならず、策定・変更にあたっては知事に同意を得る必要があるが、一定規模面積以下の農振除外の取り扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様に、農振除外の知事同意を撤廃する。	【支障事例】 現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用が速やかにできない状況である。 そうした中で、地域が責任をもって判断し、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、農業経営や食料生産数量を考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。 以上のことから、積極的に農振除外を進める必要があるが、農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更にあたり、都道府県知事同意に時間を要している。 【参考】 政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年からは国策であった国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。 さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るといっては地域の実情に即していないと思われる。	—
H30	315	03_医療・福祉	一般市	米子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法	子ども・子育て支援給付費(委託料)の請求等に係る業務の効率化	子ども・子育て支援制度に基づく、施設型給付費の支払いのための事業者・自治体間のデータ交換について、国におかれて、計算フォームの開発・配布を行うなど地方の事務作業の効率化を図ることを求める。	—	
H30	316	03_医療・福祉	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかと不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目標として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 > 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_312</p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)(iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等</p>	—	<p>被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_316</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	317	11_その他	一般市	今治市	総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方税法施行規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	社会保障・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を試行している。 しかし、配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、摘要欄に「(配特)氏名」と記入するのみとなっており、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調査する作業が発生した(年間1000件程度)。 また、同世帯であれば住民基本台帳により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配特対象者の住所等を再確認する必要が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	318	03_医療・福祉	町	江府町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の加算要件の見直し	山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるように、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担がかかっているところである。この負担については事業所規模に比例して増しているものである。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。 このように、大規模事業所に負担を強いている状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障を来すこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえ一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるように見直しを求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html
H30	319	03_医療・福祉	中核市	那覇市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。 本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等にしたいと要望がある。 支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。 さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の期間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。 [措置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))]	指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_319	厚生労働省老健局老人保健課